

## 平成22年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その4)

区 分	件 名	概 要																				
予算 (15件) 総務部		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">予 算</td> <td style="width: 15%;">15件</td> <td rowspan="5" style="width: 10%; vertical-align: middle;">} 議案</td> <td rowspan="5" style="width: 10%; vertical-align: middle;">52件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>70件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	15件	} 議案	52件	条 例	15件	その他議案	22件	認 定	件	報 告	18件	提 出	件			計	70件		
予 算	15件	} 議案	52件																			
条 例	15件																					
その他議案	22件																					
認 定	件																					
報 告	18件																					
提 出	件																					
計	70件																					
		<p>【1】平成22年度三重県一般会計補正予算(第8号) (補正額 約 23億円)</p> <p>【2】平成22年度三重県債管理特別会計補正予算(第1号) (補正額 約 15億円)</p> <p>【3】平成22年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 1.5百万円)</p> <p>【4】平成22年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約3千万円)</p> <p>【5】平成22年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約3百万円)</p> <p>【6】平成22年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約2億円)</p> <p>【7】平成22年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約7百万円)</p> <p>【8】平成22年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約2億円)</p> <p>【9】平成22年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約3百万円)</p> <p>【10】平成22年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約2百万円)</p> <p>【11】平成22年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約3億円)</p>																				

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	【12】平成22年度三重県水道事業会計補正予算（第1号） （補正額 約 8億円）  【13】平成22年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号） （補正額 約 11億円）  【14】平成22年度三重県電気事業会計補正予算（第1号） （補正額 約 8千万円）  【15】平成22年度三重県病院事業会計補正予算（第1号） （補正額 約 4億円）	

区 分	件 名	概 要
条例案 (15件) 政策部	<p>【16】            住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>住民基本台帳法            (都道府県知事の事務)            第30条の7 (略)            2・3 (略)            4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号又は第3号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第2号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この項及び第30条の10第1項第4号において「区域内の市町村の執行機関」という。)に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。            (1) (略)            (2) 区域内の市町村の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき。            (3) (略)            5～10(略)            (都道府県における本人確認情報等の利用)            第30条の8 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。            (1) (略)            (2) 条例で定める事務を遂行するとき。            (3)・(4) (略)            2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。            3・4 (略)</p>	<p>住民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、住民基本台帳法に規定する本人確認情報の利用及び提供に必要事項を定めるものである。            (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 知事が本人確認情報を提供する市町の執行機関及びその提供に係る事務            (2) 市町の執行機関への本人確認情報の提供方法            (3) 知事が本人確認情報を利用する事務            (4) 知事が本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及びその提供に係る事務            (5) 知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法            (6) 本人確認情報の利用及び提供の状況の公表</p>

区 分	件 名	概 要
農水商工部	<p>【 1 7 】 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例案</p>	<p>食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図るものである。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>（主な制定内容）</p> <p>(1) 総則 基本理念、県の責務、農業者等の役割、県民の参加等、推進体制の整備、財政上の措置等</p> <p>(2) 基本計画 策定、公表、見直し等</p> <p>(3) 基本的施策 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保 水田の最適な利用、園芸作物等の産地の形成、畜産の健全な発展、安全・安心農業生産の取組の促進及び農産物の安全・安心の確保 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 多様な農業経営の確立、技術及び知識の向上並びに農地の有効利用等 地域の特性を生かした農村の振興 農村の総合的な振興、多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興並びに野生鳥獣による被害の防止 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出 新たな価値の創出を図るための取組の促進、認証制度等の推進及び食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進</p> <p>(4) 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援 農村地域団体による農業及び農村の資源を有効に活用して行う取組の総合的かつ効果的な支援</p>
政策部	<p>【 1 8 】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: center;">（平成 2 3 年 4 月 1 日（一部同年 1 月 1 日）から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) 薬事法施行規則に基づく郵便等販売届書の受理に係る事務を新たに四日市市に移譲する。</p> <p>(2) 戦傷病者特別援護法に基づく補装具の支給及び修理の決定に係る事務を処理することとする市町に多気町を追加する。</p> <p>(3) 農地法に基づく農地の転用の協議等に係る事務を処理することとする市町に津市、松阪市、多気町、明和町及び大台町を追加する。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方自治法 （条例による事務処理の特例） 第 2 5 2 条の 1 7 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p>		

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【19】 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【20】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>【21】 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【22】 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>一般職に属する職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等にかんがみ、特別職に属する職員等の期末手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日(一部平成23年4月1日)から施行) (主な改正内容) ・ 特別職に属する職員等の期末手当について、年間支給割合を100分の390(現行100分の410)に改める。</p> <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成22年10月4日付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、一般職に属する職員の給料月額の設定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日(一部平成23年4月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 一般職に属する職員の給料月額について、初任給を中心とした若年層及び医療職給料表(一)等を除き引き下げる。 (2) 55歳を超える職員について、給料月額等を100分の1.5の割合で減額する(医療職給料表(一)等を除く。) (3) 一般職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の260(現行100分の275)に改める。 (4) 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の135(現行100分の140)に改める。</p> <p>一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日から施行) (主な改正内容) ・ 現業職員の給料月額について、初任給を中心とした若年層を除き引き下げる。</p> <p>国家公務員の国際機関等への派遣制度に係る人事院規則の一部改正にかんがみ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の支給割合の改正等を行うものである。 (平成23年1月1日から施行) (主な改正内容) ・ 一般の派遣職員の派遣期間中の給与の支給割合を100分の70未満(現行100分の70以上100分の100以内)にも設定できるように改める。</p>

区 分	件 名	概 要
環境森林部	【23】 三重県グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例案	<p>国庫補助金を返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p>
健康福祉部	【24】 認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例案	<p>児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正にかんがみ、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園のすべての類型において、要件を満たす場合には、当該認定こども園の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について外部搬入方式による提供を認めることとする。</li> </ul>
<p>参 考</p> <p>児童福祉施設最低基準 (保育所の設備の基準の特例)</p> <p>第32条の2 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>第4 施設設備</p> <p>7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の1から5までに掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p>		
環境森林部	【25】 大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案	<p>大気汚染防止法施行規則の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>省令の一部改正により、有害物質の測定法が変更となったため、規定を整理する。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【 2 6 】 三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案	入港料について、知事が公益上特別な必要があると認めるときに減免できる規定を整備するものである。 (平成23年1月1日から施行)
教育委員会	【 2 7 】 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	人事委員会の議会及び知事に対する平成22年10月4日付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、公立学校職員の給料月額の変改、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正並びに義務教育等教員特別手当に係る支給限度額の変改等を行うものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日(一部平成23年1月1日及び平成23年4月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 公立学校職員の給料月額について、初任給を中心とした若年層を除き引き下げる。 (2) 55歳を超える公立学校職員について、給料月額等を100分の1.5の割合で減額する。 (3) 公立学校職員の期末手当について、年間支給割合を100分の260(現行100分の275)に改める。 (4) 公立学校職員の勤勉手当について、年間支給割合を100分の135(現行100分の140)に改める。 (5) 義務教育等教員特別手当の支給限度額を8,000円(現行15,900円)に改める。
警察本部	【 2 8 】 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	公立学校職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日から施行) (主な改正内容) ・ 県立高等学校等の現業職員の給料月額について、初任給を中心とした若年層を除き引き下げる。
	【 2 9 】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正等にかんがみ、店舗型性風俗特殊営業の規制等についての規定を整備するものである。 (平成23年1月1日から施行) (主な改正内容) ・ いわゆる「出会い系喫茶営業」の禁止地域及び営業時間の制限に係る規定を追加するとともに、その他必要な改正を行う。
	<p align="center">&lt; 参 考 &gt;</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第168号)</p> <p>近年の風俗環境の変化を踏まえ、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持するとともに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、いわゆる「出会い系喫茶営業」が店舗型性風俗特殊営業として規制される営業に追加される等の改正が行われたものである。</p>	

区 分	件 名	概 要
農水商工部	【30】 三重県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例案	離島漁業再生支援交付金の交付に当たり基金積立方式が廃止され、単年度毎の所要額交付方式により実施されることに伴い、三重県離島漁業再生支援基金条例を廃止するものである。  (平成23年1月31日から施行)
参 考 三重県離島漁業再生支援基金条例 (設置) 第1条 離島における漁業の再生の支援に要する経費の財源に充てるため、三重県離島漁業再生支援基金(以下「基金」という。)を設置する。		
その他議案 (22件) 総務部	【31】 当せん金付証券の発売について	公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額及び発売時期を定める。 発売総額 平成23年度 170億円以内
環境森林部	【32】 林道関係建設事業に対する市町の負担の変更について	平成22年度林道関係建設事業に対する市町の負担について、事務費に係る負担金を見直すことに伴い、議決の内容を変更するものである。
農水商工部	【33】 県営農水産関係建設事業に対する市町の負担の変更について	平成22年度県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について、事務費に係る負担金を見直すこと及び事業の増額補正による対象市町の追加等に伴い、議決の内容を変更するものである。
県土整備部	【34】 土木関係建設事業に対する市町の負担の変更について	平成22年度土木関係建設事業に対する市町の負担について、事務費に係る負担金を見直すことに伴い、議決の内容を変更するものである。
生活・文化部	【35】 工事請負契約について	新三重県立博物館(仮称)建築工事 場所 津市上浜町六丁目地内及び一身田上津部田地内 契約金額 3,525,675,301円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 津市八町三丁目4番7号 鹿島・鉄建・生川特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社 三重営業所 所長 古川 知彦 工事の概要 SRC造(一部S造・RC造)3階建 延べ10,799.02㎡ 上記に係る建築工事一式

区 分	件 名	概 要
生活・文化部 つづき	【36】 工事請負契約について	<p>新三重県立博物館（仮称）電気設備工事  場所 津市上浜町六丁目地内及び一身田上津部  田地内  契約金額 481,950,000 円  契約方法 一般競争入札  請負者住所氏名 四日市市鷓の森一丁目4番5号  東光・鈴鹿テクト・林特定建設工事共同  企業体  代表者 東光電気工事株式会社 三重営  業所  所長 長谷川 幸造  工事の概要 S R C造（一部S造・R C造）3階建  延べ10,799.02m<sup>2</sup>  上記に係る電気設備工事一式</p>
	【37】 工事請負契約について	<p>新三重県立博物館（仮称）空調設備工事  場所 津市上浜町六丁目地内及び一身田上津部  田地内  契約金額 922,249,126 円  契約方法 一般競争入札  請負者住所氏名 津市羽所町601番地  三機・杉山・山信特定建設工事共同企業  体  代表者 三機工業株式会社 三重出張所  所長 磯部 修  工事の概要 S R C造（一部S造・R C造）3階建  延べ10,799.02m<sup>2</sup>  上記に係る空調設備工事一式</p>
	【38】 工事請負契約について	<p>三重県総合文化センター立体駐車場建築工事  場所 津市一身田上津部田1234  契約金額 484,050,000 円  契約方法 一般競争入札  請負者住所氏名 津市大倉19番1号  日本土建・東海土建特定建設工事共同企  業体  代表者 日本土建株式会社  取締役社長 田村 欣也  工事の概要 S造 2階建（2層3段）  延べ面積 5,350.70m<sup>2</sup>  上記に係る建築工事、機械設備工事一式</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【 3 9 】 工事請負契約について	<p>一般国道 3 1 1 号遊木バイパス道路改良(遊木トンネル(仮称)) 工事</p> <p>場所 熊野市遊木町地内～新鹿町地内</p> <p>契約金額 1,659,000,000 円</p> <p>契約方法 一般競争入札</p> <p>請負者住所氏名 津市大倉 1 9 番 1 号 日本土建・日本土木工業・井本組特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 取締役社長 田村 欣也</p> <p>工事の概要 トンネル工 L = 7 1 7 m 道路工 L = 3 0 m</p>
	【 4 0 】 工事請負契約の変更について	<p>一般地方道蓮峡線(1号橋梁上部工)地方道路交付金工事</p> <p>場所 松阪市飯高町森地内～飯高町宮本地内</p> <p>契約金額 変更前 519,750,000 円 変更後 511,248,150 円</p> <p>契約方法 随意契約</p> <p>請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 2 8 番 1 2 号 株式会社 I H I インフラシステム中部営業所 所長 日比 重光</p> <p>工事の概要 橋梁上部工 L = 8 8 m</p>
	【 4 1 】 工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道(宮川処理区)宮川浄化センター 系 3・4 池水処理施設(土木)建設工事</p> <p>場所 伊勢市大湊町地内</p> <p>契約金額 変更前 981,750,000 円 変更後 959,398,650 円</p> <p>契約方法 随意契約</p> <p>請負者住所氏名 伊勢市浦口 4 丁目 1 番 1 1 号 山野・西邦特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔</p> <p>工事の概要 掘削土工 2 7 , 9 4 0 コンクリート工 7 , 3 5 0 鉄筋工 6 5 4 t 既製杭工 1 9 0 本</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<b>【 4 2 】</b> 工事請負契約の変更について	宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第8工区）管渠 工事 場所 伊勢市小俣町元町地内～小俣町本町地内 契約金額 変更前 813,750,000 円 変更後 810,041,400 円 契約方法 随意契約 請負者住所氏名 伊勢市円座町1005番地 森・宮本特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社森組 代表取締役 森 修 工事の概要 施工延長 1,436 m シールド工 1,431 m （セグメント外径 1,800 mm） 立坑工 1箇所 人孔工 1基
	<b>【 4 3 】</b> 工事協定締結の変更について	主要地方道伊勢松阪線道路改築事業に伴う近鉄山田線小俣 ・宮町間軌道下函橋新設工事 場所 伊勢市御園町高向地内 契約金額 変更前 2,963,210,000 円 変更後 2,938,190,000 円 契約方法 協定 請負者住所氏名 四日市市鷺の森1丁目16番11号 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部 名古屋輸送統括部長 三輪 隆 工事の概要 函体延長 L = 40 m 鉄道部函体 L = 31 m 道路部函体 L = 9 m
生活・文化部	<b>【 4 4 】</b> 財産の取得について	新三重県立博物館（仮称）用地の取得 所在地 津市上浜町六丁目224番77 他 34筆 種目及び数量 土地 27,459.49m <sup>2</sup> 金額 2,390,491,979 円 相手方住所氏名 津市栄町一丁目891番地 三重県土地開発公社 理事長 高杉 勲

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【45】 三重県母子福祉センターの 指定管理者の指定について</p>	<p>三重県母子福祉センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県母子福祉センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 津市桜橋2丁目131番地 名 称 財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 代表者 会長 山下 浅子 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p>
	<p>【46】 三重県身体障害者総合福祉 センターの指定管理者の指 定について</p>	<p>三重県身体障害者総合福祉センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県身体障害者総合福祉センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 津市一身田大古曾670番地2 名 称 社会福祉法人三重県厚生事業団 代表者 理事長 宮村 由久 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p>
	<p>【47】 三重県視覚障害者支援セン ターの指定管理者の指定に ついて</p>	<p>三重県視覚障害者支援センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県視覚障害者支援センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 津市桜橋2丁目130番地 名 称 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 代表者 会長 内田 順朗 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
環境森林部	<p>【48】 三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について</p> <p>【49】 三重県民の森の指定管理者の指定について</p> <p>【50】 三重県上野森林公園の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県環境学習情報センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県環境学習情報センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階 名 称 アクティオ株式会社 代表者 代表取締役 植村 敏明 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>三重県民の森の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県民の森の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 三重県三重郡菰野町菰野 4811-2 名 称 特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター 代表者 理事長 森 豊 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>三重県上野森林公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県上野森林公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 伊賀市ゆめが丘七丁目7番地の1 名 称 伊賀森林組合 代表者 代表理事組合長 吉岡 亮二 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p>
農水商工部	<p>【51】 三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営サンアリーナの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営サンアリーナの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地の4 名 称 株式会社スコルチャ三重 代表者 代表取締役 濱田 典保 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
病院事業庁	【52】 三重県立志摩病院の指定管理者の指定について	<p>三重県立志摩病院の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立志摩病院の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 東京都千代田区平河町二丁目6番3号 名称 公益社団法人地域医療振興協会 代表者 理事長 吉新 通康 指定の期間 平成24年4月1日から平成34年3月31日まで</p>
報告 (18件) 県土整備部	【53】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	<p>県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
農水商工部	【54】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	<p>平成22年2月15日津市河芸町上野地内の国道23号において発生した四日市農林商工環境事務所(農村基盤室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 666,869円、457,698円</p>
	【55】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	<p>平成22年9月10日伊勢市勢田町地内の三重県伊勢庁舎において発生した伊勢農林水産商工環境事務所(水産室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 135,450円</p>
県土整備部	【56】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	<p>平成21年6月18日尾鷲市賀田町地内の国道311号において発生した尾鷲建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 408,812円</p>
警察本部	【57】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	<p>平成22年4月2日鈴鹿市伊船町地内の市道において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 115,500円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【 5 8 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p> <p>【 5 9 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p> <p>【 6 0 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p> <p>【 6 1 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p> <p>【 6 2 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p>	<p>平成 2 2 年 4 月 2 8 日 津市久居明神町地内の駐車場において発生した交通機動隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 780,633 円</p> <p>平成 2 2 年 5 月 3 0 日 桑名市掛樋地内の県道桑名四日市線において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 173,400 円</p> <p>平成 2 2 年 6 月 2 9 日 四日市市楠町北五味塚地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 28,366 円</p> <p>平成 2 2 年 7 月 2 6 日 四日市市赤堀南町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 384,426 円</p> <p>平成 2 2 年 7 月 2 6 日 伊賀市上野丸之内地内の駐車場において発生した伊賀警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 496,650 円</p>
教育委員会	<p>【 6 3 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p> <p>【 6 4 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )</p>	<p>平成 2 2 年 7 月 2 1 日 伊勢市上地町地内の県道鳥羽松阪線において発生した県立宇治山田高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 78,450 円 損害賠償額 10,453 円</p> <p>平成 2 2 年 8 月 6 日 伊勢市岡本町地内の県道伊勢磯部線において発生した教育委員会事務局(教育改革室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 89,200 円</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	【 6 5 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 2 年 8 月 2 3 日 鈴鹿市北玉垣町地内の駐車場において発生した教育委員会事務局 ( 生徒指導・健康教育室 ) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 128,312 円
県土整備部	【 6 6 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 2 年 7 月 5 日 南牟婁郡御浜町大字上野地内の県道御浜紀和線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 6,040 円
	【 6 7 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 2 年 7 月 9 日 三重郡菰野町大字小島地内の県道四日市菰野大安線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 30,242 円
	【 6 8 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 2 年 7 月 2 9 日 熊野市遊木町地内の国道 3 1 1 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 104,669 円
	【 6 9 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 2 年 8 月 6 日 熊野市紀和町矢ノ川地内の国道 3 1 1 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 40,446 円

区 分	件 名	概 要
警察本部	【70】 議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】情報管理システム新規業務サーバ賃貸借契約  【履行場所】三重県警察本部警務部情報管理課電算室  【契約金額】66,739,680円  【契約方法】一般競争入札  【契約の相手方の住所及び氏名】  東京都千代田区丸の内3丁目4番1号  日本電子計算機株式会社  営業本部長 村上 春生  【契約締結の年月日】平成22年10月8日  【契約期間】平成22年12月1日から  平成28年11月30日まで</p>
教育委員会		<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】三重県立特別支援学校玉城わかば学園仮設校舎賃貸借契約  【履行場所】三重県立特別支援学校玉城わかば学園  【契約金額】40,414,500円  【契約方法】一般競争入札  【契約の相手方の住所及び氏名】  三重県鈴鹿市磯山3丁目12-37  コマツハウス株式会社  三重営業所  所長 高井 英明  【契約締結の年月日】平成22年11月5日  【契約期間】平成22年11月5日から  平成26年3月31日まで</p>
企業庁		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】千本松原取水所改良工事(二期)  【履行場所】三重県桑名市長島町松之木地内  【契約金額】変更前 1,038,480,450円  変更後 1,044,198,750円  【契約方法】随意契約(変更契約)  【契約の相手方の住所及び氏名】  変更前 愛知県名古屋市  中村区角割町五丁目7番地の2  大豊・天元特定建設工事共同企業体  代表者  大豊建設株式会社名古屋支店  支店長 光田 輝夫  変更後 三重県四日市市  海山道町一丁目1453番地  大豊・天元特定建設工事共同企業体  代表者  大豊建設株式会社三重営業所  所長 清水 幹雄  【変更契約締結の年月日】  平成22年10月21日  【契約期間】平成18年9月19日から  平成24年3月26日まで</p>

平成22年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その5)

区 分	件 名	概 要																								
<p>予算 (1件) 総務部</p>		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">予 条</td> <td style="padding: 2px;">算</td> <td style="padding: 2px;">1 件</td> <td rowspan="5" style="padding: 2px;">} 議案 1 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">所 の</td> <td style="padding: 2px;">例</td> <td style="padding: 2px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">報 認</td> <td style="padding: 2px;">議</td> <td style="padding: 2px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">提</td> <td style="padding: 2px;">案</td> <td style="padding: 2px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">計</td> <td style="padding: 2px;">告</td> <td style="padding: 2px;">件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">定</td> <td style="padding: 2px;">件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">出</td> <td style="padding: 2px;">1 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>【1】平成22年度三重県一般会計補正予算(第9号) (第十一次緊急雇用・経済対策に伴う補正予算 補正額 約8億円)</p>	予 条	算	1 件	} 議案 1 件	所 の	例	件	報 認	議	件	提	案	件	計	告	件		定	件			出	1 件	
予 条	算	1 件	} 議案 1 件																							
所 の	例	件																								
報 認	議	件																								
提	案	件																								
計	告	件																								
	定	件																								
	出	1 件																								

## 平成22年第2回三重県議会定例会提出議案概要(追加提案・その6)

区 分	件 名	概 要				
<p>その他議案 (1件) 警察本部</p>	<p>【1】 訴えの提起(和解を含む。)について</p> <p>&lt;参 考&gt;</p> <p>・概要 平成16年2月17日、四日市市尾平町地内のイオン(株)ジャスコ四日市尾平店のATMコーナーにおいて、四日市市内の男性(当時68歳)が子どもを抱いた女性に「泥棒」と叫ばれて買い物客に取り押さえられ、警察官に引き渡された後に死亡した事案で同男性の妻は、「誤認逮捕と違法な制圧で死亡した」として、県に慰謝料等5,717万円余の損害賠償を求め、平成19年2月1日に津地方裁判所に訴えを提起した。</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 条 所 他 認 報 提 計</td> <td style="padding: 5px;">算 例 議 案 定 告 出 計</td> <td style="padding: 5px;">件 件 1 件 件 件 1 件</td> <td style="padding: 5px;">} 議案 1件</td> </tr> </table> <p>平成22年11月18日に行われた損害賠償請求事件の判決において、県に対して国家賠償法に基づき880万円の支払いを命じられたことから、原判決のうち県敗訴部分の取消し等を求めて控訴するものである。</p>	予 条 所 他 認 報 提 計	算 例 議 案 定 告 出 計	件 件 1 件 件 件 1 件	} 議案 1件
予 条 所 他 認 報 提 計	算 例 議 案 定 告 出 計	件 件 1 件 件 件 1 件	} 議案 1件			